

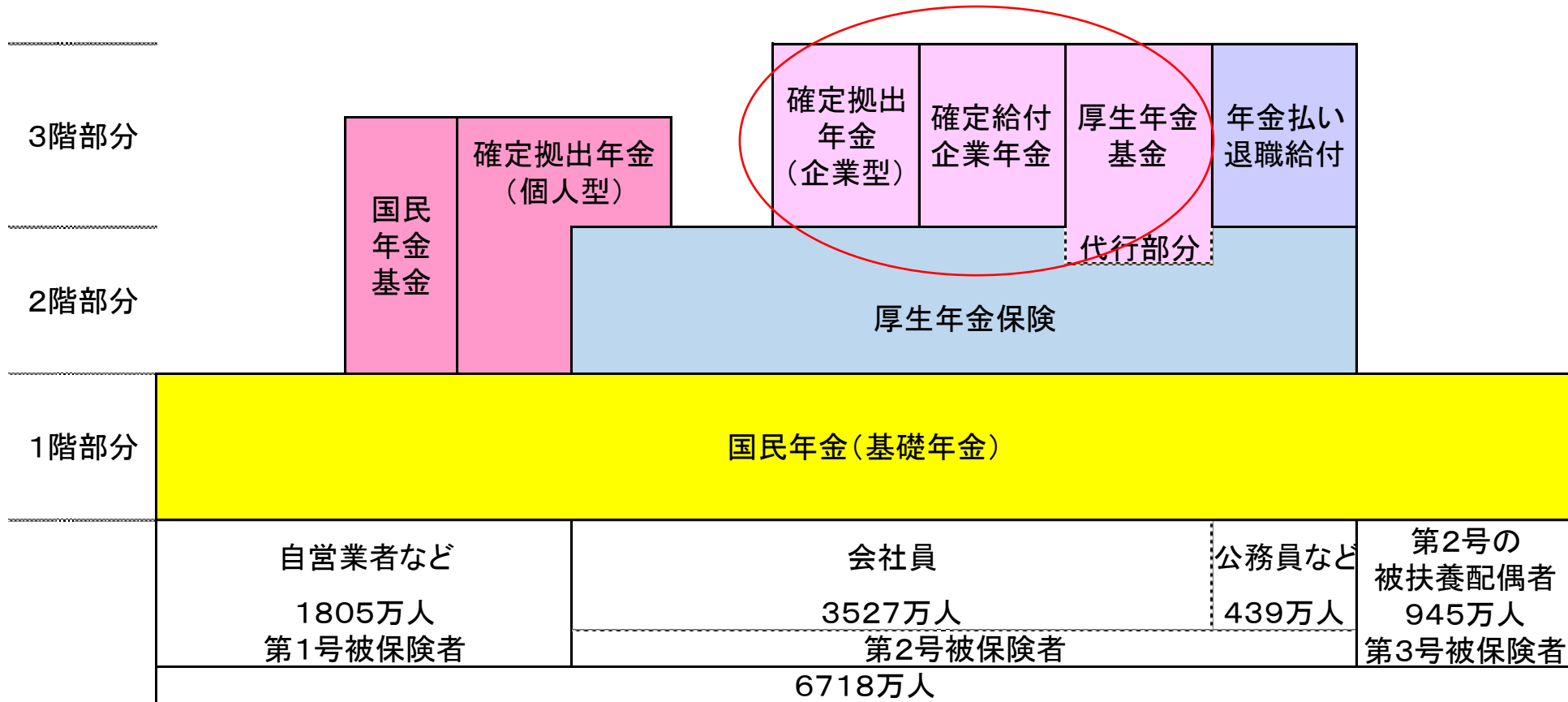
退職給付制度の基礎知識



年金研究所コンシリウス

www.kinyuchishiki.jp

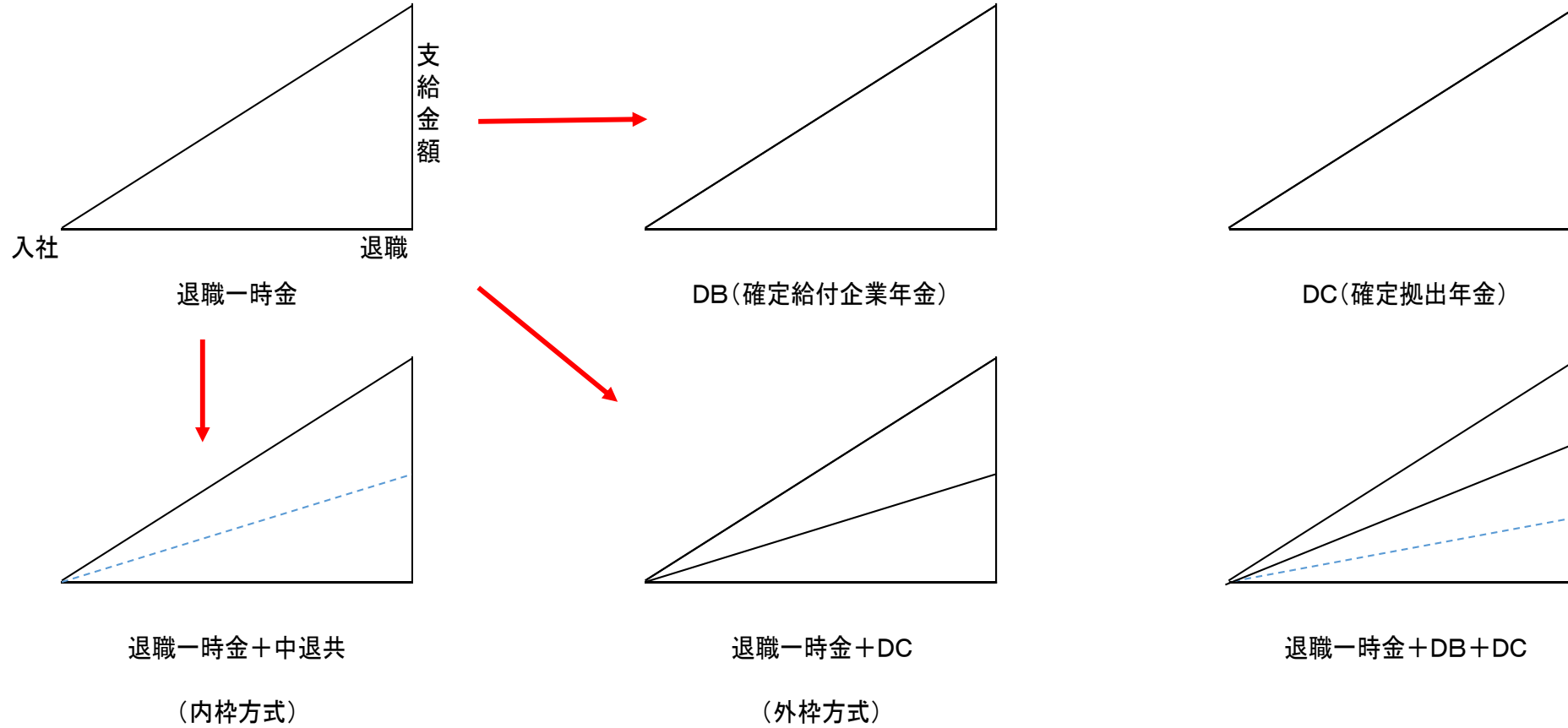
<年金制度の体系>



<退職給付制度>

	退職一時金制度	退職金共済制度	企業年金制度
制度	退職一時金制度 ・退職金規定に基づき運営	中退共制度 ・中小企業退職金共済法に基づき運営 特退共 ・商工会議所などが特定退職金共済団体を設立して運営	厚生年金基金 ・厚生年金法に基づき運営 確定給付企業年金 ・確定給付企業年金法に基づき運営 確定拠出年金 ・確定拠出年金法に基づき運営
積立方法 (支払準備方法)	内部引当(社内積立) ・会計上、退職給付引当金を計上 ・税務上損金算入できない ・支給原資が他の資産と明確に分離されているわけではない	外部積立 ・事業主が拠出する掛金は、税務上全額損金算入 ・年金資産は事業主と法的に分離され、退職給付以外には使用できない	外部積立 ・事業主が拠出する掛金は、税務上全額損金算入 ・年金資産は事業主と法的に分離され、退職給付以外には使用できない
支給方法及び 受給者に 係る税務	退職時の一時金 ・退職所得で分離課税 (退職所得控除適用)	退職時の一時金 ・退職所得で分離課税 (退職所得控除適用) 選択により年金支給も可能 ・雑所得で総合課税 (公的年金等控除適用)	年金支給 ・雑所得で総合課税 (公的年金等控除適用) 選択により一時金支給も可能 ・退職所得で分離課税 (退職所得控除適用)

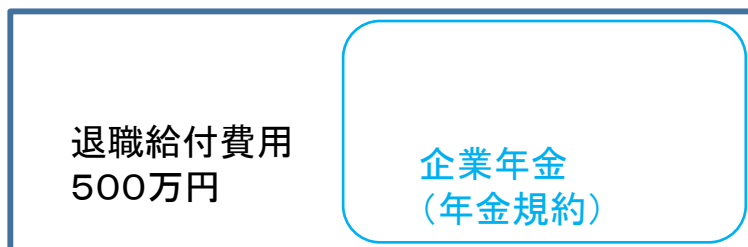
<退職給付の形態>



<内枠方式と外枠方式>

内枠方式	外枠方式
○退職金規定の中で、企業年金制度等からの支給を退職一時金の一部として定める	○退職金規定に定めた退職一時金が支給される 企業年金からは別建てで支給される
(例)退職金規定で定める退職一時金1000万円 支払準備として、DBを利用 ・DBから500万円(年金原資ベース)支給 ・退職給付費用として500万円を支出 ・合計で1000万円となる	(例)退職金規定で定める退職一時金600万円 DBを併用 ・退職給付費用として600万円を支出 ・別途DBから400万円(年金原資ベース)支給

退職一時金(退職金規定)



退職一時金(退職金規定)

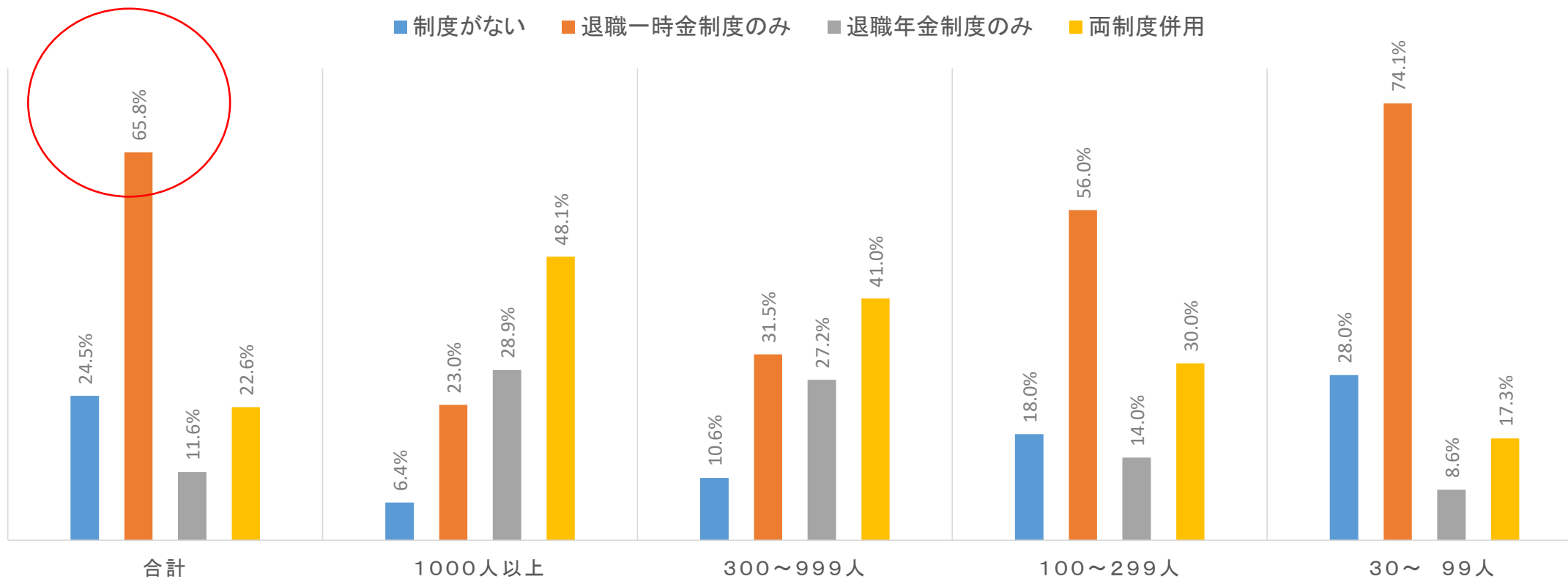
企業年金(年金規約)



<退職給付の形態別割合>

退職給付の形態別割合

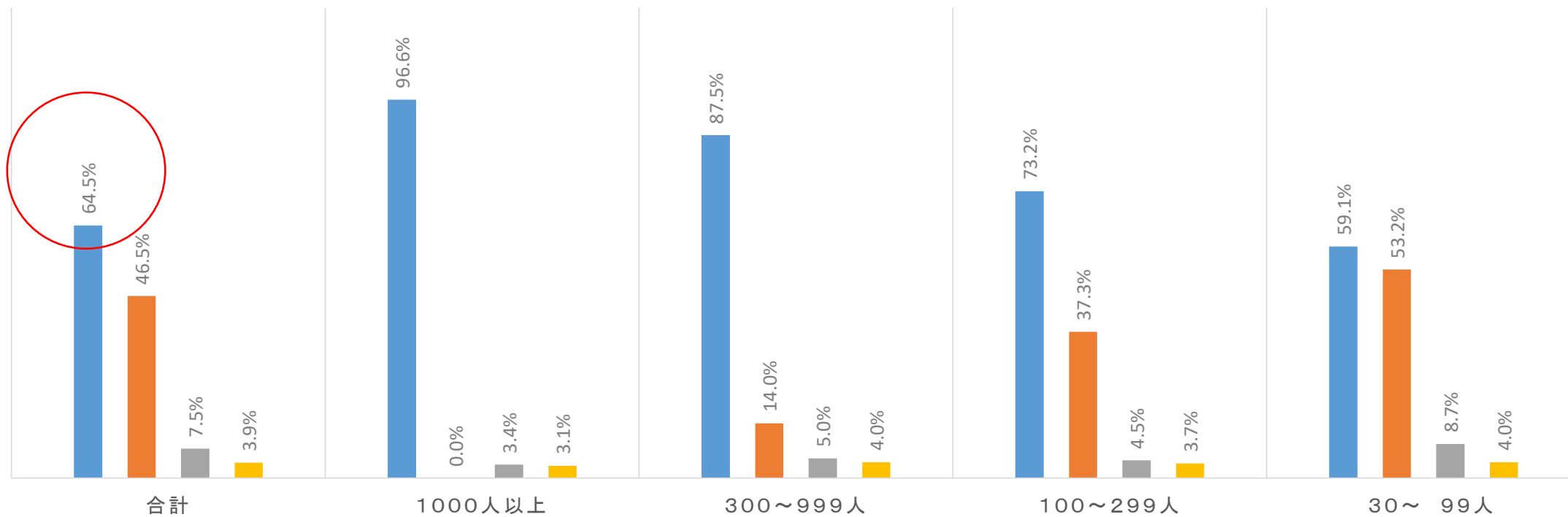
■ 制度がない ■ 退職一時金制度のみ ■ 退職年金制度のみ ■ 両制度併用



＜退職一時金の支払準備形態＞

退職一時金の支払準備形態(複数回答)

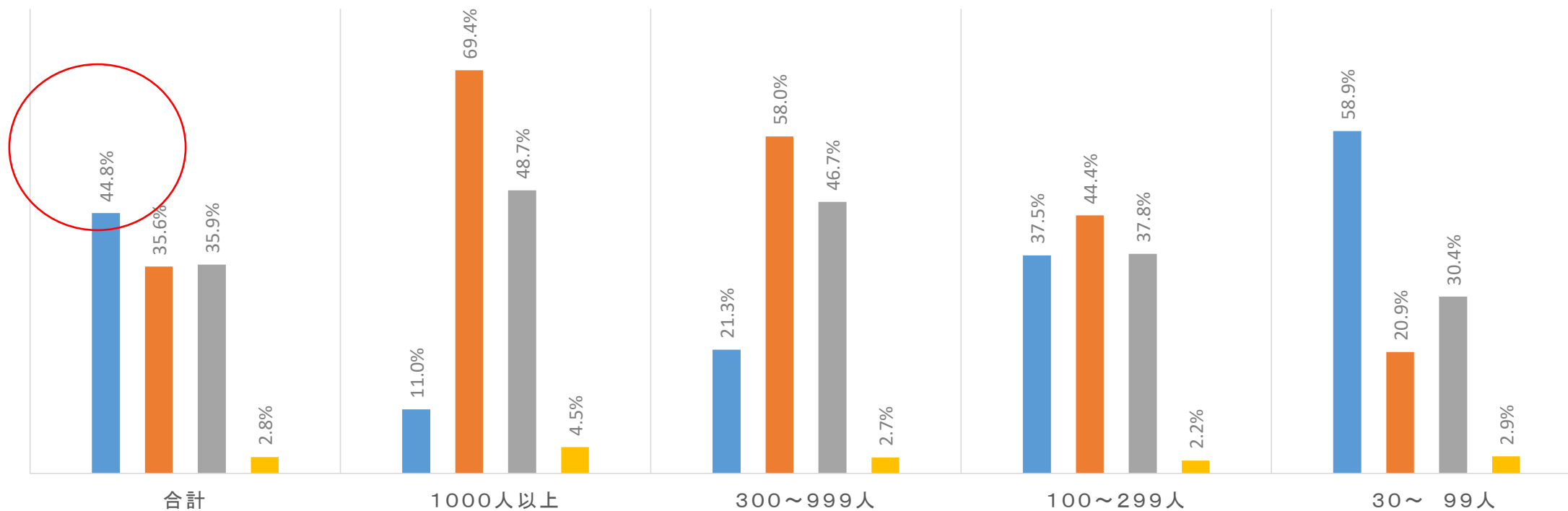
■ 社内準備 ■ 中退共 ■ 特退共 ■ その他



<退職年金の支払準備形態>

退職年金の支払準備形態(複数回答)

■ 厚生年金基金 ■ 確定給付企業年金 ■ 確定拠出年金 ■ 企業独自の年金



<企業年金制度>

タイプ	種類	概要
確定給付型	厚生年金基金	<ul style="list-style-type: none">・厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を行う。単独型、連合型、総合型がある。・規約で定めれば、従業員の掛金拠出も可能。
	確定給付企業年金 (規約型DB)	<ul style="list-style-type: none">・年金規約に基づき企業が信託銀行・生命保険会社と契約を結ぶ。企業の外部で年金資産を運用管理。退職以降に年金給付を行う(選択で一時金も可能)。・規約で定めれば、従業員の掛金拠出も可能。
	確定給付企業年金 (基金型DB)	<ul style="list-style-type: none">・企業とは別法人格の基金を設立する。その基金が年金資産を運用管理する。退職以降に年金給付を行う(選択で一時金も可能)。・規約で定めれば、従業員の掛金拠出も可能。
確定拠出型	確定拠出年金 (企業型DC)	<ul style="list-style-type: none">・企業が従業員のために資産管理機関に掛金を拠出。年金資産は従業員ごとに管理され、従業員自らが運用指図を行う。原則60歳以降に年金給付を行う(一時金も可能)。・規約で定めれば、従業員の掛金拠出も可能。
	確定拠出年金 (個人型DC)	<ul style="list-style-type: none">・企業年金がない会社員や自営業者などが、国民年金基金連合会に掛金を拠出、加入者自らが運用指図を行う。60歳以降に年金給付を行う(一時金も可能)。・従業員100人以下企業では、事業主による掛金上乗せ拠出が可能になる予定。

＜企業年金等の統計概況＞

		2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
厚生年金基金	基金数	560	531	444	256
	加入者数	426万人	408万人	363万人	254万人
	年金資産額	28兆8892億円	30兆9301億円	31兆2882億円	24兆2070億円
確定給付 企業年金	導入企業数	14,676	14,278	13,884	13,705
	加入者数	796万人	788万人	782万人	795万人
	年金資産額	50兆0259億円	53兆6121億円	58兆4636億円	57兆9002億円
確定拠出年金	規約数	4,221	4,381	4,572	4,880
	加入者数	443万人	466万人	507万人	550万人
	年金資産額	6兆7610億円	7兆4871億円	8兆8003億円	9兆5315億円
中退共	共済契約社数	363,569	362,226	361,914	362,092
	加入者数	324万人	324万人	326万人	330万人
	年金資産額	4兆0220億円	4兆2848億円	4兆5767億円	4兆5620億円

* 厚生年金基金の年金資産額には、代行部分をふくむ

< 確定給付型と確定拠出型(1) >

	確定給付型企业年金	確定拠出年金
	$\text{掛金} + \text{運用収益} = \text{給付}$  <p style="color: red;">変動する</p>	$\text{掛金} + \text{運用収益} = \text{給付}$  <p style="color: red;">変動する</p>
掛金	原則、事業主が拠出する 掛金額は、数理計算により算定 年金債務や年金資産の変動により掛金調整が必要	原則、事業主が拠出する 掛金額は、年金規約に定めた金額を拠出 数理計算は不要
資産管理	制度全体で管理	加入者個人ごとに管理
運用指図	事業主が運用方法を指図 事業主が資産運用リスクを負う	加入者が運用方法を指図(提示された商品から選択) 加入者が資産運用リスクを負う
給付	年金規約に定めた年金または一時金を支給	掛金と運用収益の合計に基づき支給

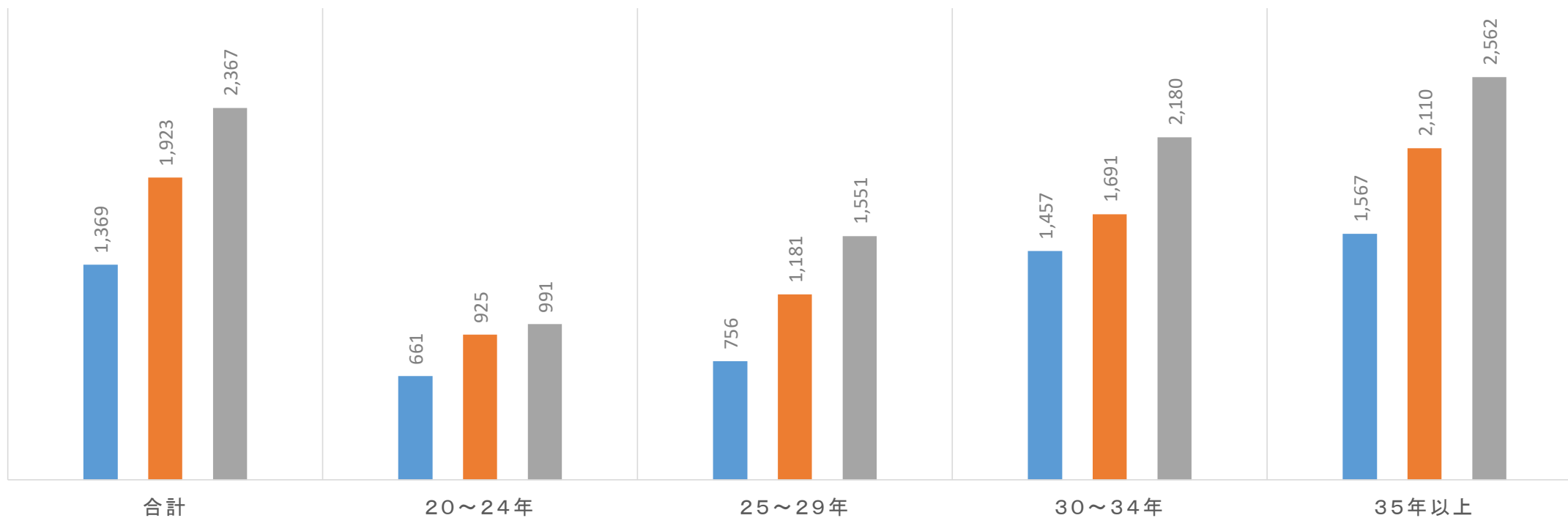
＜確定給付型と確定拠出型（2）＞

	確定給付型企业年金	確定拠出年金
企業の メリット	従業員の定着を促進 効率的に資産運用出来れば掛金軽減が可能 雇用政策を反映した給付設計が可能 (退職事由による削減率、退職金カーブ設計など)	掛金追加拠出は不要 退職給付債務の認識が不要
企業の デメリット	掛金追加拠出(特別掛金)が発生する可能性 退職給付債務の認識が必要	従業員に対する投資教育が必要 従業員の定着を促進しにくい
従業員の メリット	給付が確定しており、老後の生活設計を立てやすい 資産運用リスクを負わない 中途退職時に一時金を受給できる	加入者ごとの持分が明確 運用実績次第で給付額が増える
従業員の デメリット	加入者ごとの持分が不明確 年金財政状態によっては給付減額の懸念	資産運用リスクを負う 運用実績により給付額が変動 原則60歳まで途中引き出しできない

<退職給付額(勤続年数別)>

勤続年数別退職給付額(大学卒、単位;万円)

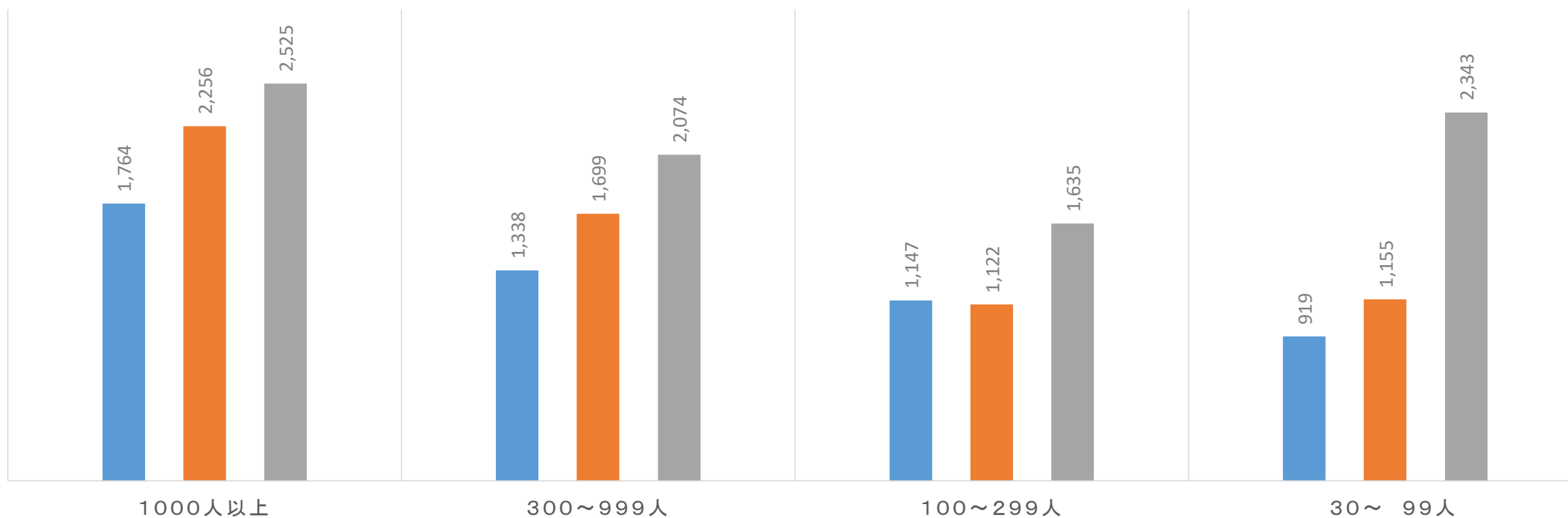
■退職一時金制度のみ ■企業年金制度のみ ■両制度併用



<退職給付額(企業規模別、大学卒)>

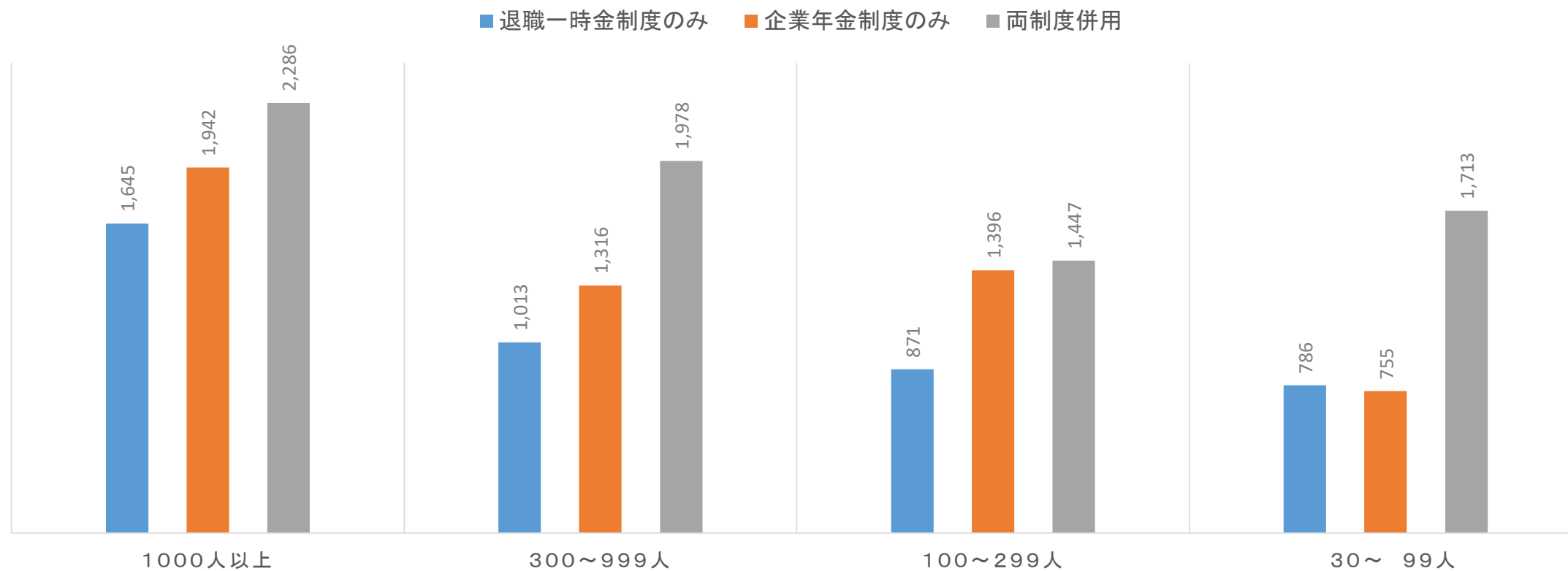
企業規模別退職給付額(勤続20年以上かつ45歳以上、単位;万円)

■退職一時金制度のみ ■企業年金制度のみ ■両制度併用



<退職給付額(企業規模別、高校卒)>

企業規模別退職給付額(勤続20年以上かつ45歳以上、単位;万円)



<退職給付制度の沿革>

	退職給付制度の沿革
1952	退職給与引当金制度実施(法人税法、自己都合要支給額の100%)
1957	退職給与引当金限度額引き下げ(→50%へ。以降、1980年→40%、1998年→20%、2012年廃止)
1959	中退共(中小企業退職金共済制度)創設
1962	適格退職年金創設
1966	厚生年金基金制度創設
2000	退職給付会計基準導入(退職給付債務の認識など)
2001	適格退職年金、2012年3月末に廃止決定 / 確定拠出年金(DC)の創設
2002	厚生年金基金の代行返上開始(将来分) / 確定給付企業年金(DB)の創設
2003	厚生年金基金の代行返上開始(過去期間分)
2004	公的年金制度改正
2011	年金確保支援法成立(DCマッチング拠出実施、投資教育の継続的実施の明確化など)
2012	退職給付会計基準の変更(未認識債務の即時認識など)
2014	改正厚生年金法施行(厚生年金基金制度の見直し 新設は不可、特例解散制度の創設など)
2017	改正確定拠出年金法施行予定

(データ出所)

以下の文献のデータから当研究所が作成

- ・厚生労働省 平成15年、20年、25年就労条件総合調査、平成25年、26年、27年年金のポイント
厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)
確定拠出年金法の一部を改正する法律案
社会保障審議会企業年金部会資料、平成27年1月「議論の整理」
- ・中小企業庁 平成18年企業年金制度移行事例集
- ・企業会計基準委員会 退職給付制度間の移行等に関する会計処理(平成14年1月)
退職給付に関する会計基準の適用指針(平成11年9月、最終改正平成27年3月)
- ・(独)労働政策研究研修機構 ユースフル労働統計2015
- ・(独)勤労者退職金共済機構 年次統計表(平成26年度)、月次統計データ、中小企業退職金共済法一部改正のお知らせ
- ・企業年金連合会 企業年金の現況、通算企業年金のおすすめ
- ・(一般社団)生命保険協会 企業年金の受託状況、確定拠出年金(企業型)の統計概況

(免責事項)

本資料は、当研究所が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。本資料は、お客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について当研究所が責任を負うものではありません。本資料は当研究所の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。



株式会社コンシリウス

website www.kinyuchishiki.jp

Email pikapikaskyland@gmail.com